

提 案 説 明 書

〔 所沢市上下水道局料金業務包括委託
プロポーザル関係 〕

令和7年4月

所沢市上下水道局

1 目的

この提案説明書は、所沢市上下水道局が行う料金業務の改善及び効率化、住民サービスの向上やコスト削減等を図るため、当該業務を行い得る能力を有する民間事業者のうち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力等総合的に優れた者を公募型プロポーザル方式により選定し、その者に業務を委託するために必要な手続等について定める。

2 業務概要

(1) 委託名

所沢市上下水道局料金業務包括委託

(2) 営業所の設置場所

所沢市宮本町二丁目 21 番 4 号 所沢市上下水道局庁舎 1 階の一部

(3) 委託内容

委託業務の範囲は以下のアからセまでのとおりとし、詳細については所沢市上下水道局料金業務包括委託業務水準書（以下「業務水準書」という。）で定める。

ただし、業務水準書の「第 2 章 委託業務の内容及び実施方法等の概要」については、この提案説明書の目的が達せられる場合に限り業務提案書で代替提案できるものとする。

- ア 窓口業務
- イ 定例検針業務
- ウ 精算業務
- エ 調定業務
- オ 収納業務
- カ 滞納整理業務
- キ 給水停止業務
- ク 下水道使用料単独請求業務
- ケ 受益者負担金催告業務
- コ メーター交換の事務処理業務
- サ 水洗便所改造資金貸付金の償還金業務
- シ 使用者不在の漏水現地確認業務
- ス 電子計算処理業務

セ 事務引継業務

(4) 履行期間

業務の履行期間は、契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日（月）までとする。ただし、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までの期間は、円滑な委託業務履行に向けての準備期間とし、その期間に要する費用は受注者の負担とする。

(5) 業務提案書の見積上限額

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 13 年 3 月 31 日（月）の期間について、総額 1,637,272 千円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）とする。

※上記の金額は、予定価格ではないので留意すること。

(6) 支払方法

業務委託料の支払方法は、月払いとする。

(7) 契約保証金

所沢市契約規則（昭和 39 年告示第 101 号）第 18 条第 1 項第 4 号に基づき免除とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に掲げる条件をすべて満たしていることとする。

なお、本プロポーザルへの参加に当たっては、複数の法人が共同企業体（以下「JV」という。）を組んで共同提案をすることができる。JV で参加する場合は、「4 JV で申込む場合の条件」を併せて参照すること。

- (1) 本プロポーザル公示の日において、所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 64 年 1 月 1 日施行）に基づく令和 7・8 年度物品等入札参加資格者名簿に登載されている者で、水道検針料金収納等業務及び電算業務について対応する種目が登録されていること。
- (2) 令和 3 年度以降に、給水人口 10 万人以上の水道事業体における上水道検針及び電算業務について、2 年以上の受託実績を有する者であること。
- (3) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 4 に規定する給水装置工事主任技術者を営業所に配置できる者であること。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認証したプライバシーマークを取得している者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく本市の入札参加制限を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団や、同法第 2 条第 6 号に規定するその構成員及びその統制下にある者でないこと。
- (10) 所沢市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 32 号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

4 JV で申込む場合の条件

- (1) 構成法人は、所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 64 年 1 月 1 日施行）に基づく令和 7・8 年度物品等入札参加資格者名簿に登載されている者でなければならない。
- (2) 3 参加資格要件（1）の規定については、JV の構成法人が、水道検針料金収納等業務及び電算業務のいずれかに該当するとともに、JV の構成法人において両種目に対応しなければならない。
- (3) 3 参加資格要件（2）で規定する要件については、それぞれの業務を担当する構成法人が、当該受託実績を満たしていること。
- (4) 3 参加資格要件（3）で規定する要件については、定例検針業務を担当する構成法人が要件を満たすこと。
- (5) 代表法人は、定例検針業務を行う法人とする。
- (6) 本プロポーザルにおいて複数の JV の構成法人となることはできないものとする。
- (7) 単独で参加する法人は、JV で参加する場合の構成法人となることはできないものとする。

- (8) プロポーザル方式参加表明書の提出後は、代表法人及び構成法人の変更は認めないものとする。
- (9) 3 参加資格要件 (4) から (10) で規定する要件については、構成法人すべてが要件を満たしていること。
- (10) 契約候補者に選定された JV は、契約締結日までに「委託業務共同企業体協定書」(別紙 12) 及び「委任状及び使用印鑑届」(別紙 13) を提出すること。

5 スケジュール

	項 目	期 日 (予定)
1	本プロポーザルの参加募集 (本プロポーザルの公示)	令和 7年 4月 7日 (月)
2	業務委託等に関する質問期限	令和 7年 4月 14日 (月)
3	質問に対する回答日	令和 7年 4月 28日 (月)
4	参加表明書の提出期限	令和 7年 5月 9日 (金)
5	参加資格確認書の通知	令和 7年 5月 20日 (火)
6	提案書等の受付開始	令和 7年 5月 26日 (月)
7	提案書等の提出期限	令和 7年 5月 30日 (金)
8	審査実施の通知	令和 7年 6月 26日 (木)
9	審査の実施日	令和 7年 7月 9日 (水)
10	審査結果の通知	令和 7年 7月 22日 (火)
11	提案内容に関する詳細の打合せ期限	令和 7年 8月 29日 (金)
12	契約締結期限	令和 7年 9月 19日 (金)
13	委託業務履行に関する準備期間	契約締結日 ~ 令和8年3月31日(火)

(注) 期日に変更のある場合は、別途通知します。

6 質問書の提出

本プロポーザルについての質問は、「質問書」(別紙 3)を使用して以下のとおり提出すること。また、質問書は、3 参加資格要件の(1)の当該種目のうちいずれかの登録がある法人以外の提出はできないものとする。

なお、電話や来庁による口頭での質問及び提出期間外の質問には回答しないものとする。

- (1) 提出書類 「質問書」(別紙 3)
- (2) 提出期間 令和 7 年 4 月 7 日 (月)
～令和 7 年 4 月 14 日 (月) 午後 5 時まで
- (3) 提出方法 電子メール (表題に「プロポーザル質問書」と明記)
- (4) 提出先 所沢市上下水道局窓口サービス課
電子メール : b9211080@city.tokorozawa.lg.jp
- (5) 回答日時 令和 7 年 4 月 28 日 (月)
回答は以下の所沢市上下水道局ホームページに掲載する。
<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル方式参加表明書」を以下のとおり提出すること。なお、JV で参加の場合はそれぞれの構成法人ごとに以下の書類を提出すること。また、プロポーザル方式参加表明書の提出後は、代表法人及び構成法人の変更は認めないものとする。

- (1) 提出書類
 - ア 「プロポーザル方式参加表明書」(様式第 1 号)
 - イ JV の代表法人は、「共同提案申出書」(別紙 1)
 - ウ 営業所に配置を予定している者の、給水装置工事主任技術者の有資格を証明できるものの全員分の写し
※JV の場合は定例検針業務を行う法人のみ。
 - エ 「受託実績調書」(別紙 2) (契約書の写し又は実績を証明できるものを添付)
 - オ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書
 - ① 税務署発行の納税証明書 (その 3 の 3)
 - ② 本社所在地の市区町村税の未納がないことの証明以上 2 点の直近の年度分 各 1 部

カ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認証したプライバシーマークを取得していることを証明する書類 各 1 部

キ 直近 2 年度分の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書等） 1 部

(2) 提出期限 令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出先 所沢市宮本町二丁目 21 番 4 号
所沢市上下水道局窓口サービス課（所沢市上下水道局庁舎 1 階）

TEL : 04-2921-1086

(4) 提出方法 電話連絡した上で持参すること

8 参加資格確認通知

所沢市上下水道局は、本プロポーザル参加表明事業者について参加資格を確認し、その結果を通知するものとする。なお、JV で参加表明があった場合は、その代表法人のみに、参加資格の確認結果を通知するものとする。

(1) 通知日 令和 7 年 5 月 20 日（火）

(2) 通知方法 参加資格の確認結果を電子メールで通知した後、「参加資格確認結果通知書」（様式第 2 号）を郵送により通知する。
なお、参加資格を有する者については、「プロポーザル方式関係書類提出要請書」（様式第 5 号）を併せて郵送する。

9 業務提案書の提出

本プロポーザルの業務提案書等については、後述の「10 業務提案書の作成に係る留意事項」に従い作成し、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類 ア 「提案書」（様式第 6 号）

イ 「業務提案書」（別紙 4～別紙 9）

（正本 1 部、副本 1 部、電子媒体（CD-R）1 枚）

ウ 「業務提案書等提出書類確認表」（別紙 11）

(2) 提出期間 令和 7 年 5 月 26 日（月）午前 9 時

～令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時まで

- (3) 提出先 所沢市宮本町二丁目 21 番 4 号
所沢市上下水道局窓口サービス課（所沢市上下水道局庁舎
1 階）
TEL：04-2921-1086
- (4) 提出方法 電話連絡した上で持参すること

10 業務提案書の作成に係る留意事項

- (1) 業務提案書には、「プロポーザル方式審査基準 4 評価の詳細 (2) 評価の内容」に対応する事項を必ず明記すること。
- (2) JV で参加の場合については、代表法人名で作成すること。
- (3) 業務提案書の作成に当たっては、「業務提案書（正本用）」（別紙 4）、「業務提案書（副本用）」（別紙 5）、（別紙 6）から（別紙 9）までを使用し、その他必要な書類については様式を自由とするが、原則 A4 判用紙（図表・図面等は、必要に応じて A3 折込も可）を使用すること。
- (4) 業務提案書の文字の大きさは 12 ポイント以上とし（図表・図面等は除外）、ページ数については A4 換算で 100 ページ以内とする。ただし、所定の（別紙 4）から（別紙 9）及び（別紙 9）に関する積算根拠・詳細の分かる見積内訳書（任意書式）・目次は枚数制限に含まない。
- (5) 「業務実施計画書」（別紙 6）を表紙に使用し、その後に業務提案を任意書式で作成すること。
- (6) 「総括責任者（予定）経歴書」（別紙 7）については、営業所を総括する責任者の、最近 10 年以内の主な業務経歴を最近のものから 3 件まで記入すること。
- (7) 「業務責任者（予定）経歴書」（別紙 8）については、2 業務概要 (3) 委託内容のアからセの各業務に対応する業務責任者の業務経歴を最近 10 年以内で最近のものから 3 件まで記入すること。
- (8) 「提案見積書」（別紙 9）については、5 年間の合計金額を記入し、その後に積算根拠・詳細の分かる見積内訳書（任意書式）を添付すること。
- (9) 正本、副本とも 1 部ごとにファイル（A4 版 縦長 左 2 穴）し、ファイルの表紙にはタイトル等を一切表示しないこと。
- (10) 正本、副本とも「業務提案書等提出書類確認表」（別紙 11）にある番号順に綴ること。
- (11) 正本、副本とは別に、作成した業務提案書等を CD-R に記録したもの

を電子媒体（PDF 形式）として提出すること。ただし、電子媒体内データの押印箇所は印影不要とする。なお、提出前に必ずウイルスチェックを行うこと。

- (12) 電子媒体の収納ケースに委託名、事業者名を記入し、CD-R ラベル面には委託名、事業者名、ウイルスチェック年月日を、直接印刷又は油性ペン等により表記した上で提出すること。

11 審査

プロポーザル方式関係書類提出要請書を受けた事業者からの業務提案について、所沢市上下水道局料金業務包括委託プロポーザル方式評価委員会（以下「委員会」という。）において審査を行い、第一契約候補者と第二契約候補者を選定する。参加事業者が1者のみの場合も審査を実施し、基準点を満たした者を契約候補者とする。

なお、委員会の委員は、所沢市上下水道事業管理者から任命された上下水道局職員とし、委員個人の評価内容は非公開とする。

(1) 審査の実施概要

審査日 令和7年7月9日（水）

審査会場 所沢市上下水道局庁舎内

（審査実施時間は個別に通知する）

審査方法 業務提案書に基づく、プレゼンテーション及びヒアリング

審査時間 プレゼンテーション 30 分以内、ヒアリング 20 分を予定

発表人数 4名までとする。

会場設備 マイク、スクリーン及び電源は上下水道局で用意する。

（その他必要な機器は、各自で用意すること。）

留意事項 ア 審査は非公開で行うものとし、委員会の委員、発表者及び事務局職員以外の者は入室できないものとする。

イ 交通機関の事故による遅延等、やむを得ない理由がある場合は、上下水道局窓口サービス課に連絡をすること。

(2) 審査のポイント

業務の改善及び効率化、住民サービスの向上やコスト削減につながる新たな業務提案があるか。

(3) 審査の内容

プロポーザル方式審査基準に基づく。

12 審査結果の通知

所沢市上下水道局は、委員会での審査結果を通知するものとする。

- (1) 通知日 令和7年7月22日(火)
- (2) 通知方法 「結果通知書」(様式第7号)を郵送により通知及び審査結果を以下の所沢市上下水道局ホームページに掲載する。
<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

13 参加辞退

- (1) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル方式参加辞退申出書」(別紙10)を提出すること。
- (2) JVの構成法人のいずれかから辞退申出書が提出されたときは、構成法人のすべてが辞退したものとみなす。
- (3) 参加を辞退した事業者は、本プロポーザルへの再度の参加を認めないものとする。また、他のJVで再度の参加をする場合も同様とする。
- (4) 辞退した者は、これを理由として以後の業務発注に不利益な扱いを受けるものではない。

14 参加資格喪失

以下のいずれかに該当する場合は参加資格を喪失するものとし、所沢市上下水道局は「参加資格喪失通知書」(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) この提案説明書に示された参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) この提案説明書に示された書類提出の期限が守れない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 提出書類がこの提案説明書及び業務水準書に定める事項に適合しない場合。
- (5) 本プロポーザルへの参加を辞退した場合。

15 契約

- (1) 所沢市上下水道局は、委員会で選定された第一契約候補者と随意契約に係る協議を実施する。この際、所沢市上下水道局は提案内容を尊重する

が、一部内容の変更を求めることができる。

- (2) 選定された第一契約候補者との契約が成立しない場合は、次点の第二契約候補者を見積書の徴取相手とする。
- (3) 選定された契約候補者が、契約候補者となった日から契約締結までの間に本市の入札参加停止等の措置を受けた場合、その者については契約を行わないことができる。

16 著作権及び提出書類等

- (1) 提出書類の著作権は、事業者に帰属する。また、所沢市情報公開条例（平成13年条例第6号）に基づく公文書公開請求があったときは、条例に基づき公開できない部分を除き、公開することができるものとする。
- (2) 所沢市上下水道局は、本プロポーザルに関する手続のため、事業者の承諾を得ずに、提出された業務提案書等は無償で複製、使用できるものとする。なお、今回提出された書類等は返却しないものとする。

17 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて事業者負担とする。
- (2) 所沢市上下水道局が配布する資料等は、本プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 業務提案書等の提出後は、書類等の追加提出、差替え、訂正及び再提出は認めないものとする。ただし、提出された書類等について、必要に応じて所沢市上下水道局は、追加資料を求めることができる。
- (4) 業務提案書等の提出をもって、事業者は本プロポーザルに係る提案説明書等に記載された事項に同意したものとみなす。
- (5) 本プロポーザルにおいて、参加を希望する事業者が1者のみの場合でも委員会による評価及び審査を実施する。
- (6) 本プロポーザルにおいて使用する言語は、「日本語（商標、固有名詞は除く）」、通貨単位は「円」とする。
- (7) この提案説明書に定めるもののほか、本プロポーザルに関しては、日本国の関係法令及び所沢市の条例等の定めるところによる。